

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和8年那智勝浦町議会第1回定例会）

令和8年3月11日

9時30分開議

於 議 場

日程第1	議案第5号	令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算……………	197
日程第2	議案第6号	令和8年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算……………	202
日程第3	議案第7号	令和8年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算……………	204
日程第4	議案第8号	令和8年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算……………	205
日程第5	議案第9号	令和8年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算……………	207
日程第6	議案第10号	令和8年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算……………	212
日程第7	議案第11号	令和8年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算……………	215
日程第8	議案第12号	令和8年度那智勝浦町水道事業会計予算……………	219
日程第9	議案第13号	令和8年度那智勝浦町下水道事業会計予算……………	224
日程第10	議案第14号	令和8年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算……………	228

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	引地稔治	2番	吾妻正崇
3番	城本和男	4番	加藤康高
5番	藤社和美	6番	西太吉
7番	曾根和仁	8番	東信介
9番	松本和彦	10番	津本芳光
11番	勝山則子		

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	鳥 羽 真 司
教 育 長	岡 田 秀 洋	総 務 課 長	田 中 逸 雄
総務課防災対策室長	岡 崎 由 起	税 務 課 長	増 田 晋
住 民 課 長	太 田 貴 郎	福 祉 課 長	仲 紀 彦
こども未来課長	寺 本 智 子	観 光 企 画 課 長	村 井 弘 和
農 林 水 産 課 長	島 由 彦	建 設 課 長	井 道 則 也
会 計 管 理 者	竹 原 大 二	消 防 長	樫 尾 光 俊
教 育 次 長	中 村 崇	水 道 課 長	楠 本 定
病 院 事 務 長	寺 本 齊 弘		

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	寺本尚史
事務局主査	御前志郎
事務局副主査	榎本達也

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

〔4番加藤康高議長席に着く〕

○議長（加藤康高君） おはようございます。

ただいまから再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第5号 令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第1、議案第5号令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） おはようございます。

議案第5号令和8年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の196ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億383万6,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を1億5,000万円と定めるものです。

197、198ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。

款1国民健康保険税から款8諸収入まで、歳入合計は19億383万6,000円です。

199、200ページをお願いします。

歳出です。

款1総務費から款6予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額です。

201、202ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括です。

歳入合計、前年度との比較は1億7,177万6,000円の減少で、歳出合計の財源内訳については、
国県支出金が13億4,193万7,000円、その他181万6,000円、一般財源5億6,008万3,000円となっています。

本年度の国民健康保険事業につきましては、一般被保険者数を3,251人、対前年比222人の減少と見込んでいます。

また、本年度の予算計上に当たりましては、例年同様、国民健康保険運営協議会を開催し、委員の皆様に御意見を伺い、諮問いたしました原案とおりの答申をいただいています。

203ページをお願いします。

2、歳入です。

款1国民健康保険税、目1国民健康保険税、本年度予算額は3億3,329万5,000円で、節1現年度課税分は3億1,971万円、節2滞納繰越分は1,358万5,000円を見込んでいます。

204ページをお願いします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金、本年度予算額は13億3,875万円です。節1普通交付金は、本町の保険給付に必要な費用の全額を県より受け入れるもので、節2特別交付金は、説明欄記載の交付金に係るもので、保険者努力支援及び特別調整交付金は、国費分を県から、県（2号分）繰入金については保健事業推進や収納率向上により県から交付されるもので、一番下の特定健康診査等負担金は、本町が実施する特定健康診査に対する国3分の1、県3分の1の補助金となっています。

目2財政対策補助金の318万7,000円は、重度心身障害児者医療費に係る国庫負担金減額分を補填するもので、その減額分の2分の1を県補助金として受け入れるものです。

206ページをお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、本年度予算額は2億677万5,000円で、節1保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険税の軽減措置などに関するもので、一般会計で受け入れる国庫負担金、県負担金と町負担分を合わせて繰り入れるものです。節2未就学児均等割保険料繰入金と、節3産前産後保険料繰入金についても、保険料軽減分の国、県、町それぞれの負担分を繰り入れるもので、節4その他一般会計繰入金は、法定内繰入れ分として説明欄記載の人件費から国保財政安定化支援事業分までを、また法定外繰入れ分として地域単独事業の実施に伴う公費負担減少相当分を計上しています。

項2基金繰入金、目1基金繰入金の2,000万円につきましては、ここ3年間、基金を積み立ててきましたので、本年度は財源不足を補うため、基金を取り崩し、活用していきたいと考えています。

208ページをお願いします。

款8諸収入、項3雑入、目1雑入、本年度予算額は114万円で、説明欄記載の第三者行為による徴収金等と脳ドック個人負担金を計上しています。

209ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額は3,649万4,000円で、節1報酬、節3職員手当等、節4共済費では、レセプト点検整理に従事している会計年度任用職員1名分の人件費を計上しています。節11役務費の332万8,000円は、資格確認書等の郵送料が主なもので、節12委託料、次のページの説明欄記載のシステム改修業務委託94万円のうち、44万円は法改正に伴う改修で、全額特別調整交付金で財源措置されます。残りの50万円につきましては、例年予算計上していますその他の制度改正に対応するためのもので、その下の保険事務共同処理委託は、県下市町村が共同で国保連合会に委託している電算事務処理経費の町負担分となっています。節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の国保連合会負担金161万5,000円は、国保連合会の事務費に対する本町分の負担金で、節24積立金については、基金利子を積み立て

るものとなります。

211ページをお願いします。

項2 徴税費、目1 賦課徴収費、本年度予算額は568万3,000円で、節1 報酬から節4 共済費では、国保税の徴収に従事している会計年度任用職員1名分の人件費を計上しています。節10 需用費、節11 役務費は、納付書の印刷代や郵送料など、節12 委託料につきましては、各地区集金人に対する収納業務委託料などを計上しています。

212ページをお願いします。

項3 運営協議会費、目1 運営協議会費16万円につきましては、国民健康保険運営協議会に係る費用で、委員9名の報酬及び旅費となっています。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 療養給付費、本年度予算額は11億2,804万3,000円で、対前年比減の主な要因は、被保険者の減少によるものです。説明欄記載の医療費に係る7割、8割の保険者負担分の費用で、一般2,394人分、就学前及び70歳以上857人分を見込んでいます。

目2 療養費の666万9,000円は、補装具や柔道整復、鍼灸治療等に要する費用の保険者負担分を計上しています。

目3 審査手数料につきましては、国保連合会へのレセプト審査手数料と、電算処理システムの委託料です。

213ページをお願いします。

項2 高額療養費、目1 高額療養費、本年度予算額1億7,765万4,000円は、節18 負担金、補助及び交付金で、被保険者の1か月の自己負担限度額を超えた分に対する支給、3,251人分を見込んでいます。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、節18 負担金、補助及び交付金の350万円につきましては、7件分を計上しています。

214ページをお願いします。

項4 葬祭諸費、目1 葬祭費、本年度予算額96万円で、32人分を計上しています。

215ページをお願いします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費納付金、目1 医療給付費納付金、本年度予算額の3億5,317万円は、国民健康保険の財政運営の主体である県に対し、本町が国民健康保険税等を財源として納める医療給付分に対する納付金で、項2 後期高齢者支援金等納付金、目1 後期高齢者支援金等納付金の1億425万円は、後期高齢者の医療費を賄うため、国保をはじめとする全保険者が後期高齢者医療広域連合へ拠出するもので、本町負担分を県に対し納付するものです。

項3 介護納付金、目1 介護納付金の4,092万3,000円につきましては、介護保険給付費の財源を確保するため、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の国保負担分を納めるもので、本町負担分を県に対し納付するものとなっています。

次のページをお願いします。

項4 子ども・子育て支援納付金、目1 子ども・子育て支援納付金、本年度予算額の1,042万

5,000円は、少子化対策のため、創設された制度に基づき、本町負担分を県に対し納付するものです。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費の2,508万9,000円は、40歳から74歳までの国保加入者の方を対象にした特定健康診査と保健指導に関する費用で、節12委託料の2,340万3,000円の主なものは、説明欄記載の特定健康診査に関する委託をお願いするものです。

217ページをお願いします。

項2保健事業費、目1保健事業費、本年度予算額521万9,000円の主なものは、節12委託料の391万3,000円で、説明欄記載の健診委託は、30歳から39歳までの国保加入者を対象にした若葉健診と脳ドックなどの委託を行うもので、その下の2つにつきましては、それぞれの業務処理を国保連合会に委託するものです。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金の150万円につきましては、国保資格異動や確定申告による所得変更等により生じる過誤納金を見込んでいます。

次のページをお願いします。

款6予備費、目1予備費については、昨年度と同じ金額を計上しています。

119ページ以降は給与費明細書となっています。説明のほうは割愛させていただきます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 216ページに子ども・子育て支援納付金が提案されておりますが、そのほかに、以前から僕もいろいろと問題にしている均等割の分もきちんと納入されていることには変わりはないですね。そこだけちょっともう一回、確認だけお願いいたします。

特に、子供の均等割分とか、そういう配分はきちっと今までどおりやられておりますね。それだけ確認して。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 子ども・子育て支援制度以外の子供さんの均等割については、昨年度と同様の扱いとなっています。

また、子ども・子育て支援制度に伴う均等割の徴収については、18歳未満の方については減額というふうな形になっています。

以上です。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 206ページの基金繰入金2,000万円、今回あるんですけども、基金繰入金、3年間積立してきて、今後は取り崩しながら調整しますということだと思っておりますけども、今幾らあって、これからの取崩しの予定、それだけお願いします。

○議長（加藤康高君） 住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 基金の残額ですが、令和6年度末で1億6,256万9,000円です。

令和8年度は2,000万円の取り崩す予算となっています。ただ、令和9年度以降については、引き続き取り崩していくかどうかというのは、また収支のバランスを見ながら、その都度、その都度考えていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） これは、1日目のときにもこの問題で反対討論をしたこととほぼ同じ内容になるわけですが、子ども・子育て支援の新しく創設されたということで、結局、基金のちょっとあれを崩して今年度の抑制につなげていきたいということでいろいろ取り組んでくれたのは非常にありがたい話だと思うんですが、そういうことの中で、引き続き基金の活用も含めて今後考えていっていただきたいなと思いますが、今回は、前回のときも重ねて申し上げましたが、ここであえて同じことを言うつもりはないんですが、やっぱり将来を担う子供への基金の国の支援の問題は、やっぱり国の在り方としては僕は一番大事なことだと思います。子供に将来を託すという意味でも、子供に税金の、まだ仕事をしてない子供にも均等割等で税金をかけているわけですから、そういう意味で、そういったことをなくすべきだというふうに思います。

税の集め方は、この間も言ったんですが、予算の組み方を変えれば済むことであって、それをあえてこういう形で、子供の支援のような形で徴収していくというのは、僕は基本的には間違いだと思います。

特に、均等割と称して、均等割でも子供に負担を強いている、子供分で負担を強いているわけですから、結局、若い世代にとっては二重の負担になるということに、僕はこれ、つながってくると思います。

そういうことで、若い人たちは、子育て支援の金額も当然入ってくるわけですから、そういう意味で二重の負担になるということだと思いますので、私はこういった予算の組み方についてもやっぱり反対だということを申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（加藤康高君） 次に、原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤康高君） 起立多数です。

したがって、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第6号 令和8年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第2、議案第6号令和8年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田さん。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第6号令和8年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の228ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億542万1,000円とするものです。

第2条は、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものです。

229、230ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料から款5諸収入まで、歳入合計は6億542万1,000円で、歳出は、款1総務費から款4予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額となっています。

231、232ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括です。

歳入合計、前年度との比較は、2,830万3,000円の増加で、歳出合計の財源内訳は、その他1万円、一般財源が6億541万1,000円となっています。本年度の後期高齢者医療事業につきましては、被保険者数を3,724人、対前年比61人の増加を見込んでいます。

233ページをお願いします。

2、歳入です。

款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、本年度予算額は2億4,490万3,000円となっています。節1現年度分特別徴収保険料につきましては1億4,151万4,000円、節2現年度分普通徴収保険料は1億280万8,000円、節3滞納繰越分は58万1,000円を見込んでいます。

234ページをお願いします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金の本年度予算額は3億6,024万7,000円です。節1事務費繰入金は、広域連合特別会計の賦課等に係る事務費の本町負担分で、広域連合への納付分として繰り入れるもので、節2保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する

保険税の軽減措置に関するもので、一般会計で受け入れる県負担分4分の3と町負担分4分の1を合わせて広域連合への納付分として繰り入れるものです。節3療養給付費繰入金につきましては、医療費に対する12分の1の町負担分で、過去3年間の実績を基に広域連合において算出された額を繰り入れるものです。節4その他一般会計繰入金は、本町の後期高齢者医療事務に要する一般管理費及び徴収費に関する経費となります。

235ページをお願いします。

款5諸収入、項2雑入、目1雑入、本年度予算額の25万円は、昨年度と同額の保険料還付金を計上しています。

236ページをお願いします。

3、歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額は239万1,000円で、節11役務費の218万1,000円は、資格確認書の郵送料が主なものとなっています。

項2徴収費、目1徴収費の本年度予算額は91万7,000円で、納付書の印刷代や郵送料、普通徴収保険料の徴収業務に対する委託料などを計上しています。

237ページをお願いします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額は6億176万3,000円で、後期高齢者医療保険料と一般会計から繰り入れる事務費繰入金、保険基盤安定繰入金及び療養給付費繰入金を広域連合へ納付するものです。

款3諸支出金、目1償還金及び還付加算金につきましては、昨年度と同額の過誤納金還付金を計上しています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

10番津本議員。

○10番（津本芳光君） 私は、この問題は、国保のほうの中にも入ってますので、あえて今までは反対してこなかったんですけども、ただ、国保の中での制度がいろいろ変化してきているということもあって、今回きちんと反対の討論を言っておこうということで出させていただきました。

私は、後期高齢者制度そのもの自身を75歳で区切るということ自身が何の基準もないわけですから、そのほうが僕はおかしいなと思います。ほんで、前期と後期と高齢者を分けるのも、またやり方としては、それであれば、前期から含めて考えるべきだと思いますが。そういう意味で、この制度自身を僕自身は反対と考えております。

私たちが1970年でちょうど二十歳、20代のとき、このときは、例えば私、大阪でおったんですが、医療保険制度、老人医療のやつが無料化という時期もあったんです。これが全国的に増えてきたんです。そういったことの中で、これを言うたら国の制度として認めないようにしていくために後期高齢者の医療制度が多分それ以後に導入されてきたという経過で、老人医療の無料化は様々ないろんなところで全国で実施されるようになってきたから、結局、この制度を壊すために新たに後期高齢者という制度をつくったというふうにしか僕は考えておりませんので、あえてこういう制度で新たに医療制度の確立を図っていくというやつは僕は基本的には反対です。

以上です。

○議長（加藤康高君） 次に、原案に賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤康高君） 起立多数です。

したがって、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第7号 令和8年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第3、議案第7号令和8年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 議案第7号について御説明申し上げます。

238ページをお願いいたします。

議案第7号令和8年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ680万3,000円と定めるものとございます。

第2条では、一時借入金の限度額を5,000万円と定めております。

239ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

このページの歳入、次のページの歳出ともに本年度予算額は680万3,000円でございます。

241ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入でございます。

款1財産収入で、歳入合計は本年度予算額680万3,000円、前年度予算額633万4,000円、前年度との比較は46万9,000円の増でございます。

242ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1諸支出金で、歳出合計は、本年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。本年度予算額の財源内訳は、その他で680万3,000円となっております。

243ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入の600万円につきましては、財団法人和歌山県交通安全協会へ貸付けしております那智勝浦自動車学校用地の貸付収入でございます。

目2の利子及び配当金80万3,000円につきましては、土地開発基金の利子でございます。

244ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1諸支出金、項1基金費、目1土地開発基金費680万3,000円につきましては、先ほど申し上げました自動車学校への貸付収入と利子を合わせまして土地開発基金に繰り出し、積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第8号 令和8年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第4、議案第8号令和8年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会

計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長中村さん。

○教育次長（中村 崇君） 育英奨学金貸与事業費特別会計について御説明申し上げます。

予算書の245ページをお願いいたします。

議案第8号令和8年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,099万4,000円と定めるものでございます。

246ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

このページの歳入と次のページの歳出とともに本年度予算額は1,099万4,000円でございます。

248ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入でございます。

款1財産収入から款5諸収入まで歳入合計は本年度予算額1,099万4,000円、前年度予算額1,135万4,000円で、前年度と比較して36万円の減額でございます。

249ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款2奨学金貸与事業費で、歳出合計は本年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。

本年度予算額の財源内訳は、その他1,099万3,000円、一般財源1,000円となっております。

250ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金44万8,000円は、奨学基金積立金に対する利子でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1奨学基金繰入金910万9,000円は、奨学基金の取崩しを予定するものであります。

次のページをお願いいたします。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入143万5,000円は、平成28年度生から令和6年度生までの貸与者10名からの償還金を受け入れるものでございます。

252ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費7万4,000円は、奨学金を貸与するための選考委員会委員報酬をはじめとした事務費等でございます。

次のページをお願いいたします。

款2奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費1,092万円は、新規借入れ申込見込み、高校

生5名、大学生5名及び継続分、大学生7名の計17名に貸与するものと、令和9年度育英奨学生のうち、令和8年度中に入学準備金を希望する者5名への貸与を見込んだものでございます。

245ページは、給与費明細書でございます。説明については割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第9号 令和8年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第5、議案第9号令和8年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第9号について御説明いたします。

255ページをお願いします。

令和8年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億2,352万5,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めてございます。

256ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1介護保険料から、次のページの款9諸収入まで、歳入合計22億2,352万5,000円でございます。

258ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から、次のページの款5諸支出金まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。260ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、このページの歳入と次のページの歳出、それぞれ22億2,352万5,000円をお願いするものでございます。

歳出合計の本年度予算額の財源内訳は、国県支出金が9億1,170万4,000円、その他が5億7,436万4,000円、一般財源は7億3,745万7,000円でございます。

262ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料でございます。節1現年度分特別徴収保険料は、年金受給時に差し引かれる特別徴収保険料5,386名分を計上しています。節2現年度分普通徴収保険料は、老齢年金が少額の方や年度途中、本町に転入された方等からの普通徴収に係る保険料444名分を計上しています。節3滞納繰越分は100万円を計上しています。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は600件分を計上しています。

目2介護予防計画作成手数料は、包括支援センターで要支援の方等を対象に作成する説明欄のケアプラン作成手数料でございます。

次のページをお願いします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金は、保険給付費に対する国の法定負担分で、居宅等給付費で20%分、施設等給付費で15%分を受け入れるものでございます。

264ページをお願いします。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、介護保険財政の市町村間の調整を図ることを目的に、後期高齢者の割合等が考慮され交付されるもので、保険給付費に対する9.85%分を見込んでいます。

目2地域支援事業交付金、節1地域支援事業交付金（総合事業）は、介護予防や生活支援事業となります総合事業に対する20%及び調整交付金5%分でございます。節2地域支援事業交付金（総合事業以外）は、地域包括支援センターの運営費や市町村が実施する任意事業に対する38.5%分を受け入れるものでございます。

目3保険者機能強化推進交付金は、本町が実施する地域ケア会議や地域支援事業等の本町の幅広い取組状況により交付されるものでございます。

目4介護保険保険者努力支援交付金は、本町の介護予防や健康づくり事業等の取組状況により交付されるものでございます。

次のページをお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金と、次の目2地域支援事業支援交付金は、第2号被保険者である40歳から64歳の方の保険料が社会保険診療報酬支払基

金より交付されるもので、保険給付費並びに地域支援事業費に対する27%分でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金と、266ページをお願いします、項2 県補助金、目1 地域支援事業交付金、節1 地域支援事業交付金（総合事業）と、次の節2 地域支援事業交付金（総合事業以外）は、説明欄のとおり、国費と連動した同様の内容となる県の負担金でございます。

款6 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、基金利子を受け入れるものでございます。

次のページをお願いします。

款7 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 介護給付費繰入金から節3 地域支援事業繰入金（総合事業以外）は、保険給付費や地域支援事業に係る町の負担金でございます。節4 低所得者保険料軽減繰入金は、一般会計で受入れしました低所得者保険料の軽減額に対する国2分の1、県4分の1及び町の負担分4分の1を合わせて受け入れるものでございます。節5 その他一般会計繰入金は、職員の人件費や賦課徴収費などの事務経費に対する繰入金でございます。

268ページをお願いします。

項2 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金は、介護保険事業計画に基づき、保険給付費の財源として基金の一部を活用するものでございます。

歳入は以上でございます。

270ページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、職員5名の人件費をはじめとする介護保険事業の運営に係る事務的経費でございます。節12 委託料、説明欄3行目の介護保険事業計画作成委託は、令和9年度から11年度までの3か年を期間とした第11期高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の策定に係る業務委託でございます。学識経験者など8名による作業部会の実施により策定いたします。

次のページをお願いします。

下段の項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、保険料賦課徴収に係る経費で、納付書の印刷代、郵送代が主なものでございます。

272ページをお願いします。

項3 認定調査費、目1 認定調査費は、介護認定調査員4名の人件費をはじめとする認定調査事業の運営に係る事務的経費でございます。節11 役務費、説明欄2行目の手数料は、介護認定に必要となる主治医意見書の作成手数料が主なものでございます。節12 委託料、説明欄1行目の介護認定調査委託は、福祉課で行っている介護認定調査を一部事業所へ委託するものでございます。

次のページをお願いします。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費から目6 居宅介護

サービス計画給付費までは、要介護1から5の方を対象とする訪問看護、通所介護、グループホームや施設入所等に係る給付費でございます。

目計17億9,717万9,000円は、対前年約1億2,000万円の増額でお願いしています。

増額の主なものとしましては、目1居宅介護サービス給付費で約4,200万円の増で、これは前年度実績増によるもので、主に通所介護で増額としています。

並びに、目3施設介護サービス給付費で約7,100万円の増でお願いしており、主に特養の入所者数の増を見込んでいます。

274ページをお願いします。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費から目5介護予防サービス計画給付費までは、要支援1から2の方を対象とする訪問看護や通所リハ、福祉用具購入費等に係る給付費でございます。

目計5,565万4,000円は、対前年約400万円の増額でお願いしています。

次のページをお願いします。

項3その他諸費、目1審査支払手数料は、レセプト審査及び保険給付費の支払いを国保連合会へ委託するものでございます。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費は、1か月の介護保険給付費が利用負担上限額を超えた場合、支給するものでございます。

項5高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス等費は、医療保険と介護保険の両方の利用負担額を合算して年間の上限額を超えた場合、支給するものでございます。

276ページをお願いします。

項6特定入所者介護サービス等費、目1は要介護認定者、目2は要支援認定者に対するもので、低所得者の施設入所のサービス利用が困難とならないよう、食費と居住費について所得に応じた負担限度額までとし、超えた額を支給するものでございます。

項7市町村特別給付費、目1市町村特別給付費は、説明欄の紙おむつ給付費支給事業で、要介護認定者を対象とし、延べ2,100件分を見込んでいます。

次のページをお願いします。

款3地域支援事業費は、高齢者が地域において自立した日常生活が送れるよう支援を行うもので、具体的には保険給付費から移行された一部サービスをはじめ、介護予防事業や地域包括支援センター運営事業などとなります。

項1介護予防・日常生活支援総合事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者や、基本チェックリストにより生活機能が低下していると判断された方がこの事業の対象となります。節13使用料及び賃借料、説明欄のタクシー利用料は、昨年度より実施のフレイルの方を対象とした短期集中予防通所サービス事業の利用者の送迎費用で6名分を見込んでいます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄の訪問型サービス費以下の各種事業は、保険給付費から総合事業に移行された事業で、保険給付費と同様のサービス内容となります。

278ページをお願いします。

項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費は、65歳以上の全ての方を対象とする各種介護予防事業に係る費用でございます。本年度も運動習慣の定着をテーマに、引き続きウォーキング事業等を実施してまいります。節10需用費、説明欄の消耗品費は、主にウォーキング事業の景品代でございます。節12委託料、説明欄の地域介護予防活動支援事業委託は、高齢者の地域交流や生きがいをづくりのため、地域の身近な場所で各種教室等の実施を委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄の通いの場運営費補助金は、健康増進や生きがいをづくり等の活動を自主的に実施する団体を支援するもので、立ち上げに係る補助2件分、運営に係る補助15件分を見込んでいます。

次のページをお願いします。

項3包括的支援等事業・任意事業費、目1地域包括支援センター運営費、節2給料から節4共済費までは、地域包括支援センターに配置の保健師及び理学療法士に係る人件費でございます。節12委託料、説明欄1行目の介護予防サービス計画作成委託は、地域包括支援センターで実施しているケアプラン作成の一部を他の事業所へ委託するものでございます。

280ページをお願いします。

節18負担金、補助及び交付金、説明欄の地域包括支援センター出向職員負担金は、社会福祉協議会より出向のケアマネジャー等職員8名分の人件費でございます。

目2任意事業費は、地域の実情に応じ、町独自で提供する支援事業で、配食サービス事業や認知症見守りQRコード事業等を実施しています。節12委託料、説明欄の地域自立生活支援事業委託は、低栄養状態の高齢者を対象とする見守りを兼ねた配食サービスで、120名分、延べ1万8,000食を見込んでいます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄の成年後見人等助成金は、判断能力が不十分で身寄りのない低所得者への後見人等の設置費用に係る助成制度で、7件分を見込んでいます。

目3在宅医療・介護連携推進事業費は、地域の医療や介護の関係者が連携し、地域の課題や必要な支援等について協議を行う事業でございます。

次のページをお願いします。

目4生活支援体制整備事業費は、行政や社会福祉協議会をはじめ、地域の様々な主体が連携、協働しながら高齢者の介護予防や生活支援体制を構築する事業でございます。節12委託料、説明欄の生活支援体制整備事業業務委託は、地域における生活支援体制整備の調整役となる生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。業務内容としましては、地域課題を把握し、解決策を考えることや、地域に不足するサービスの創出、関係者との連携などとなります。昨年度までは、社協職員に兼務していただき、一部業務を委託しておりましたが、本年度より当該業務を強化するため、1名職員の予算をお願いしてございます。節18負担金、補助及び交付金、説明欄の生活支援体制整備事業負担金は、前述の委託料と同様の業務内容で、こちらは福祉課包括支援センターに在籍する生活支援コーディネーター1名の派遣に要する負担金でございます。

目5認知症総合支援事業費は、認知症の早期発見や早期対応、認知症ケア向上等の体制整備

を図るための事業でございます。節12委託料、説明欄の認知症地域支援推進員業務委託は、認知症に関する相談業務や普及・啓発活動を町内の事業所2か所に委託するものでございます。

282ページをお願いします。

中段の項4その他諸費、目1審査支払手数料は、総合事業に係るレセプト審査や給付費の支払いを国保連合会へ委託するものでございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は、基金の利子を積み立てるものでございます。

次のページをお願いします。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金は、過誤納金還付金でございます。

284ページ以降は、給与費明細書でございます。説明は割愛いたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

休憩します。再開10時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時30分 休憩

10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加藤康高君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第10号 令和8年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第6、議案第10号令和8年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第10号について御説明いたします。

292ページをお願いします。

令和8年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ297万7,000円と定めるものとございます。

293ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1分担金及び負担金から款2繰入金まで、歳入合計は297万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費297万7,000円は、歳入合計と同額でございます。

295ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、このページの歳入、次のページの歳出、それぞれ297万7,000円をお願いするものとございます。

歳出合計の本年度予算額の財源内訳は、その他102万3,000円、一般財源195万4,000円でございます。

297ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節1介護認定審査会共同設置費負担金は、太地町からの負担金を受け入れるものです。負担割合は、均等割40%、人口割35%、財政割25%で、太地町の持分は34.4%でございます。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、本町の負担分で、持分は65.6%でございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1介護認定審査会費は、審査会委員の報酬が主な経費でございます。審査会につきましては、医療・福祉分野の審査会委員16名で、4名ずつ4つの合議体で運営しています。審査会は年間48回を予定し、審査件数は1回当たり35件を見込んでいます。

299ページをお願いします。

給与費明細書でございます。説明は割愛いたします。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 認定審査会共同設置の事業なんですけども、大体300万円ぐらいの予算でされてるんですけども、これ、事務的な関係で、共同設置は当然、今まであることですし、一緒にやっていったらいいと思うんですけども、これ、わざわざ特別会計を一つこしらえて一回一回予算つけて決算つけてというふうなもの、300万円でどうなのかな。効率的にちょっと考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

今、デジタルで事務を効率化していくということを言われているんですけども、こういうことも一緒に考えていったほうがいいんじゃないかと思うんですが。

例えば介護保険事業ということであれば、同じ介護保険事業の中で負担金をもらって、別に272ページに認定調査費があると思うんですが、これは介護保険の共同設置の認定調査みたいな形でこしらえて行って、項を別にこしらえて行って、この中で負担金をまた受入れて個別にやっていったらいいと思うんですけども、そのあたり、また御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（加藤康高君） 福祉課長仲さん。

○福祉課長（仲 紀彦君） お答えいたします。

介護保険事業費特別会計と介護認定審査会共同設置特別会計の統合としたらどうかということでございます。

そういったことで検討を今後させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 制度的に一度、これはもう私が見る限りにおいては特別会計をただ単に動かすだけの話で、設置についてどうこうという話でもありませんので、事務的な話だと思うんですけども、制度的なものもあるかと思しますので、一度また御検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第11号 令和8年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第7、議案第11号令和8年度勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 議案第11号について御説明いたします。

300ページをお願いいたします。

議案第11号令和8年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,986万8,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1使用料及び手数料から款3繰越金まで、歳入合計1,986万8,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費と款2公債費で、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

次のページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入、款1使用料及び手数料から款3繰越金まで、歳入合計で本年度予算額1,986万8,000円、前年度予算額2,024万2,000円、前年度との比較は37万4,000円の減となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計は、本年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。本年度予算額の財源内訳は、その他1,986万7,000円、一般財源1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料、節1市場施設使用料につきましては、年間水揚げ高を63億円と見込み、0.3%の手数料1,890万円と、施設使用料60万円を合わせた1,950万円となっております。

款2財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1利子及び配当金は、説明欄記載の基金利子を見込んでおります。

款3繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節10需用費は、駐車場看板設置、照明器具取替えなど、施設維持修繕料となっております。節14工事請負費は、通年の維持管理に係るものでございます。節24積立金は、説明欄記載の基金への積立てでございます。節26公課費は、消費税及び地方消費税でございます。

307ページをお願いいたします。

すみません。失礼しました。前ページです。すみません。

款2公債費、項1公債費、目1元金、節22償還金、利子及び割引料223万円及び目2利子、節22償還金、利子及び割引料1万1,000円は、令和3年度実施の第一売場改修工事に係る市場事業の起債償還金でございます。

307ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。表の右下の令和8年度末現在高見込額は2,011万5,000円となる見込みでございます。

勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 積立金が1,000万円ずつぐらいなんですけれども、何か大規模改修とかあった場合、ちょっと十分なのか不安なんですけれども、大規模改修とかの計画とかはあるんでしょうか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 改修に関する御質問でございます。

今年度は、カラスよけレーザーとかポンプの修理工事等がございましたけれども、令和8年度当初では大規模な修繕工事、もしくは施設整備といったところは予定しておりません。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 質問の意図とちょっと違うんですけど、今後の話です。長期間で見た場合、修繕とかが必要になったとき、大丈夫なのかなとすごい不安なんですけれど、何年後、これぐらいの修繕が必要とかという計画はあるんですかという質問です。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 施設全体のこの部分、この部分というところの設備的などところを計画的に更新していくというのは、計画は今ございませんけれども、補正予算でもありました

ような突発的な修繕というのは必ず発生すると思いますので、そちらには随時対応するという予定でございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） ちょっと僕の意図と全然ちゃうんですけど。

小学校、今、宇久井中学校やってますけども、大規模改修、こんなときに4億円、中学校でかかったら、市場も何十年後、何億円という修繕費がかかってくるのではないかということで、そういった計画がないとお金が大丈夫なんですかというお話です。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 現時点で基金残高は9,700万円でございます。

ただ、議員おっしゃるような大規模な全面的な施設全体の更新というところの御質問かと思えます。そちらに関しては、第一売場の耐震護岸であったり、旧冷蔵庫等もございます。そのあたり、後背地利用、跡地利用とかも含めた上で施設更新していくという計画は、県庁のほうと相談しながら進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 先ほどの、これからの改修計画なんですけども、これ、市場利用料の0.3%にも影響してくると思うんですけども、そろそろもう基金も積み立てないと、今までは町が管理者になって急な修繕については対応しましょうということだったと思うんですけども、そろそろ2番議員がおっしゃられるように先の計画を立てなんだらあかん。

その中で、今、県と相談しながらということだったんですけども、市場の関係なんですけども、那智勝浦町も重要な産業資源でもありますし、観光資源でもありますので、市場をどうしていくか、ちゃんと考えなあかんと思うんですね。

今、修繕来たら対応します、県の補助金もらってとかというんじゃなしに、例えば県の、県もそうだし、漁協もそうですし、勝浦の漁港もそうですし、利用者もそうですし、そういう組織が集まってどうしていくかという債権回収計画、これからの計画を立てなあかんと思うんです。そのためには、やっぱりコンサルも入れて、ここへコンサル入れて、市場の改修予定を入れていかなあかんのやないかと思うんですけども。

これ、今の予算の取り方だったら、その場しのぎの改修をちゃんとやっていきますしかなってないんで、そのあたり、担当課としていかがでしょうか、お伺いします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 施設更新、大きな計画、どうやって立てていくか、基金どうやって積み立てていくかというところなんですけども、様々、そのあたりおっしゃっていただいたように、積立金、今0.3%入っているというところで、そのうち、それもどうしていくかというところもあります。

あとは、施設更新はどうやっていくか、そのあたり、課内で検討して、まず計画を立てると

いうところから始めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 課内でこれからの施設をどうしていくかじゃなしに、もっと大きな目で見させていただきたい。担当課としては、そういう人たちと県の関係者、県の漁協の方、県漁協、うちの漁会、利用者、魚商の方とか、一緒になって市場をどうしていくかということを考え、今度は、今までは、市場の管理だけ任されているんじゃないしに、町がこれをやっていくような形になりますので、やはりそこらあたり、もう少し大きな目を見て、それに対して基金がどれぐらいなのかということを考えていただきたい。そういうことを2番議員もおっしゃってたんじゃないかと思うんですけども。そのあたり、よろしくをお願いします。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） ありがとうございます。

関係事業者と会議等を持ちながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 教えていただきたいんですけども、305ページの使用料の、5万円掛ける12か月の、それは、確認なんですけど、どこから頂く分ですか。

○議長（加藤康高君） 農林水産課長島さん。

○農林水産課長（島 由彦君） 使用料につきましては、なぎさ信漁連を貸し出している、その賃料でございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議案第 1 2 号 令和 8 年度那智勝浦町水道事業会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第 8、議案第12号令和 8 年度那智勝浦町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 議案第12号につきまして御説明申し上げます。

308ページをお願いいたします。

議案第12号令和 8 年度那智勝浦町水道事業会計予算。

第 1 条、令和 8 年度那智勝浦町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は次のとおりとする。

（ 1 ） 給水戸数、8,215戸。

（ 2 ） 年間総給水量、195万4,719立方メートル。

（ 3 ） 1 日平均給水量、5,355立方メートル。

（ 4 ） 主要な建設改良事業の概要、送水施設整備事業475万2,000円、配水施設整備事業6,187万5,000円を予定してございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入でございます。

第 1 款水道事業収益 5 億4,971万8,000円、第 1 項営業収益 4 億7,161万6,000円、第 2 項営業外収益7,810万2,000円を予定してございます。

次に、支出でございます。

第 1 款水道事業費用 5 億674万9,000円、第 1 項営業費用 4 億5,613万7,000円、第 2 項営業外費用4,981万2,000円、第 3 項特別損失30万円、第 4 項予備費50万円を予定してございます。

309ページ、310ページをお願いいたします。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入でございます。

第 1 款資本的収入5,680万7,000円、第 1 項企業債5,350万円、第 2 項負担金330万7,000円でございます。

次に、支出でございます。

第 1 款資本的支出 2 億5,750万6,000円、第 1 項建設改良費6,677万7,000円、第 2 項企業債償還金 1 億9,072万9,000円を予定してございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億69万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,259万5,000円、過年度分損益勘定留保資金 1 億5,810万4,000円で補填するものでございます。

第 5 条は、企業債の借入れ目的及び限度額を定めるもので、送水施設整備事業並びに配水施

設整備事業実施に係るものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を2億5,000万円と定めるものでございます。

第7条は経費の流用範囲について、第8条は経費の流用禁止事項についてをそれぞれ定めるものでございます。

そして、第9条は、水道事業運営のため、一般会計からの補助を受ける金額を3,982万8,000円と定めるものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を237万5,000円に定めるものでございます。

311ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、予算実施計画でございます。

このページから314ページまでの詳細につきましては、334ページから340ページまでの予算実施計画明細書となりますので、後ほど御説明いたします。

315ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

このページから322ページまで職員8名、会計年度任用職員4名分の給与費明細を記載してございます。説明は省略させていただきます。

323ページ、324ページをお願いいたします。

令和7年度予定損益計算書、令和7年度の決算見込みでございます。

324ページ、下から3段目、当年度純損失は1,403万8,000円、前年度繰越欠損金が4億5,375万円で、一番下の当年度未処理欠損金は4億6,778万8,000円と見込むものでございます。

325ページをお願いいたします。

令和7年度の予定貸借対照表でございます。税抜きでございます。

資産の部につきましては、1の固定資産合計と2の流動資産合計合わせまして、右側の一番下の額63億8,901万5,000円の予定となっております。

次のページをお願いいたします。

負債の部では、3の固定負債合計から5の繰延収益合計までの負債合計で、右側中段の額41億3,333万8,000円を予定してございます。

また、資本の部につきましては、6の資本金、7の剰余金合計を合わせた資本合計が、右側下から2段目の額22億5,567万7,000円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は63億8,901万5,000円となり、325ページの資産合計と同額となるものでございます。

327ページ、328ページは、令和7年度分の注記表でございます。こちらにつきましては、財務諸表を作成するに当たり採用した会計処理の基準を開示するために記載するものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

329ページをお願いいたします。

令和8年度分の予定貸借対照表でございます。税抜きでございます。

資産の部につきましては、1の固定資産合計と2の流動資産合計を合わせ、右の一番下の額66億1,003万円となる予定でございます。

次のページをお願いいたします。

負債の部では、3の固定負債合計から5の繰延収益合計までの負債合計で、右側中段の額43億3,790万円を予定してございます。

次に、資本の部につきましては、6の資本金、7の剰余金合計を合わせた資本合計が、右側下から2段目の額22億7,213万円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は66億1,003万円となり、329ページの資産合計と同額となるものでございます。

331ページをお願いいたします。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1業務活動によるキャッシュ・フローから3の財務活動によるキャッシュ・フローを合わせました4資金増加額は610万5,000円で、6資金期末残高は3億98万9,000円の予定となっております。

332ページ及び333ページは令和8年度の注記表でございます。記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

334ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、計4億7,161万6,000円でございます。

なお、昨年6月1日、料金改定に伴い、給水収益の量水器使用料は廃止となっております。

次に、下段の項2営業外収益につきましては、目1の分担金から目6雑収益まで、計7,810万2,000円を予定してございます。内訳としまして、目2他会計補助金並びに目5資本費繰入収益は、旧簡易水道の建設改良費に係る起債償還金に対する一般会計からの基準内繰入金でございます。そして、目3の補助金につきましては、支出のほうで説明いたします説明欄記載、漏水調査業務委託において、人工衛星画像を活用した広域漏水調査分に対する県補助金の受入れでございます。

335ページをお願いいたします。

支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費、令和8年度は前年度と比較して401万3,000円の増でございます。主な要因は、賃借料の増加によるものでございます。主な支出としまして、節10委託料につきましては、説明欄記載のとおり、各浄水場の運営・維持管理に要する年間費用でございます。

336ページをお願いいたします。

節12賃借料の説明欄記載、砂かきとり機借上料につきましては、太田川浄水場におきまして、ろ過を行う長さ40メートル、幅25メートルの4か所のろ過池の砂が目詰まりしないよう、1年間ローテーションで砂をかき取り、洗浄する砂上げ作業を人力で行っておりますが、重労働に伴う身体的負担の軽減を図るとともに、近年、猛暑による作業効率の悪化を改善するため、今回、砂かき取り機の年間リース料をお願いするものでございます。節13修繕費、説明欄記載、

取水浄水施設修理の主なものとしましては、宇久井浄水場のろ過装置、逆洗ポンプ点検・修理及び高圧気中開閉器修繕、太田川浄水場砂洗い場修繕及び2年サイクルで行うろ過池の砂入替え修繕でございます。節14動力費につきましては、前年度と同額でございます。

続きまして、下段の目2配水及び給水費、前年度と比較して465万9,000円の減でございます。主な要因は、修繕費の減少によるものでございます。主な支出としまして、節8委託料は、説明欄記載、業務に係る委託費用で、前年度比較336万5,000円の増でございます。説明欄一番下の漏水調査業務委託につきましては、毎年予算をいただき、市街地を2年に1回、それ以外の地区については、有収率の低下などで漏水が増えていると思われる地区を1年置きに水道管理設ルートを調査員が歩きながら漏水箇所から地中に伝わる響きを確認する音聴調査を実施しておりますが、従来の漏水調査では発見できていない、以前からあると思われる隠れた漏水を見つける手法として近年導入されています高度630キロメートル上空の地球観測衛星に搭載されたレーダーから電磁波を地上に照射し、地中に侵入させ、土壌と混ざった水道水特有の反射波から取得したデータを特許技術の独自アルゴリズムと人工知能で解析し、画像化することで地下最大3メートルのところまで漏水の可能性のある箇所を絞り込む技術を活用した広域漏水調査を今回、和歌山県の補助事業を活用し、近隣市町と合同で行うものでございます。その衛星調査に係る本町分の費用負担としまして302万円、これにつきましては、広域衛星調査全体管路延長に対する本町全域の管路延長割合となっております。そして、衛星調査を1次調査とし、それにより絞り込まれた漏水可能性エリアを各戸別音聴調査により漏水箇所を見つけるための2次調査費用としまして609万3,000円、計911万3,000円をお願いするものでございます。

337ページをお願いいたします。

節11修繕費、前年度比較で903万8,000円の減でございます。令和8年度において、配水施設の計測器や大型バルブの取替え修繕を行う予定がないことによるものでございます。

続きまして、目3総係費、前年度比較849万3,000円の減につきましては、委託料の減少が主な要因でございます。

338ページをお願いいたします。

主な支出としまして、節14委託料、前年度比較で1,345万円の減でございます。主な要因は、5年に一度、国の要請で令和7年度に実施しました水道事業経営戦略策定業務を令和8年度では行わないことによるものでございます。節16賃借料につきましては、説明欄記載の各種機器類及び各システムの借り上げに係る年間費用でございます。

続きまして、目4減価償却費、昨年度と比較して968万2,000円の減でございます。主な要因は、説明欄3行目、機械及び装置の既存分減少によるものでございます。

339ページ、2段目をお願いいたします。

項2営業外費用、前年度と比較して247万円の減につきましては、送水施設整備事業並びに配水施設整備事業に係る企業債借入利息の減少によるものでございます。

340ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債につきましては、下段の支出に計上いたしました項1建設改良費、目2送水施設整備費並びに目3の配水施設整備費に係る起債となっております。

項2負担金、目1他会計負担金は、消火栓設置工事に係る負担金及び旧簡易水道建設改良費に係る起債償還金に対する一般会計からの基準内繰入金でございます。

次に、支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、前年度と比較して2億8,904万7,000円の減でございます。主な要因は、太田川送水管更新工事費の減によるものでございます。主な支出としまして、説明欄記載の業務委託1件、工事4件に係る費用でございます。太田川送水管更新工事につきましては、先日お認めいただいた令和7年度の予算を繰り越し、令和8年度事業を実施してまいりますので、令和8年度予算では工事の施工管理に係る委託料のみを計上しております。

お配りしております水道課関係資料に各工事の位置図と現地の写真を添付しております。なお、青色の実線が水道管布設替えを行う区間でございます。計4か所、記載させていただいております。

恐れ入りますが、予算書にお戻りいただきまして、続けさせていただきます。

最下段の項2令和8年度企業債償還金内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 336ページの賃借料の部分で、砂かきとり機借上料というのを、どういうサイズのをどれぐらい借りる予定なのかということと、あと、やってくれたと思うんですけど、購入との比較もされたんですか。

○議長（加藤康高君） 水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 砂かき取り機につきましては、その内容でございますけども、ろ過池のメンテナンス工事などを専門に行っている会社が自社開発したものでございまして、構成としましては、砂をかき上げ、小型運搬車に積み込むキャタピラー付きの小型コンベヤー1台と、そして同じくキャタピラー付きの小型運搬車2台セットで、開発した業者からのレンタルとなっております。現在購入するものとはなってございません。

内容としては以上でございます。

そして、期間としては、1年間リースする予定でございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 特殊な機械で、販売しているものではないということですかね。通常に販売している機械ではできない作業ということですか。

○議長（加藤康高君） 水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） ろ過池の専門業者が開発した装置でございまして、一般の装置ではなかなか、5センチほどかき取るんですが、なかなか難しいものでございます。

機械を探せば、それはあるかも分かりませんが、それらの費用を考えれば、その機械の費用よりは安価となっております、リースのほうが。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 5センチでしたら、今設定でできる機械も全然ありますんで、その辺も検討していただけたらと思います。

○議長（加藤康高君） 水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 今後は、いろいろな機械を検討し、適正なものがあれば、そちらのほうをも検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第13号 令和8年度那智勝浦町下水道事業会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第9、議案第13号令和8年度那智勝浦町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 議案第13号につきまして御説明申し上げます。

341ページをお願いいたします。

議案第13号令和8年度那智勝浦町下水道事業会計予算。

第1条、令和8年度那智勝浦町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 接続戸数、63戸。
- (2) 年間総処理水量、1万7,676立方メートル。
- (3) 1日平均処理水量、48立方メートルを予定してございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入でございます。

第1款下水道事業収益4,920万2,000円、第1項営業収益253万9,000円、第2項営業外収益4,666万3,000円を予定してございます。

次に、支出でございます。

第1款下水道事業費用4,799万7,000円、第1項営業費用4,765万7,000円、第2項営業外費用33万9,000円、第3項特別損失1,000円を予定してございます。

342ページ、343ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入ゼロ円でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出826万円、第1項企業債償還金826万円を予定してございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額826万円は、減債積立金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるものでございます。

第6条は経費の流用範囲について、第7条は経費の流用禁止事項についてをそれぞれ定めるものでございます。

第8条は、下水道事業運営のため、一般会計からの補助を受ける金額を3,943万4,000円と定めるものでございます。

第9条は、当年度利益剰余金のうち122万2,000円を減債積立金として処分することを定めるものでございます。

第10条は、棚卸資産の購入限度額を2万5,000円と定めるものでございます。

344ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、予算実施計画でございます。

このページから346ページまでの詳細につきましては、364ページから368ページまでの予算実施計画明細書となりますので、後ほど御説明いたします。

347ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

このページから352ページまで、職員1名分の給与費明細を記載してございます。説明は省略させていただきます。

353ページ、354ページをお願いいたします。

令和7年度予定損益計算書、令和7年度の決算見込みでございます。

354ページ、下から3段目をお願いいたします。

当年度純利益は509万7,000円、前年度繰越利益剰余金ゼロ円で、一番下の当年度未処分利益剰余金は509万7,000円と見込むものでございます。

355ページをお願いいたします。

令和7年度の予定貸借対照表でございます。税抜きでございます。

資産の部につきましては、1の固定資産合計と、2の流動資産合計合わせまして、右側の一番下の額3億6,730万1,000円の予定となっております。

次のページをお願いいたします。

負債の部では、3の固定負債合計から5の繰延収益合計までの負債合計で、右側中段の額1億8,012万円を予定してございます。

そして、資本の部につきましては、6の資本金、7の剰余金合計を合わせた資本合計が、右側下から2段目の額1億8,718万1,000円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は3億6,730万1,000円となり、355ページの資産合計と同額となるものでございます。

357ページと358ページは、令和7年度分の注記表となっておりますので、説明は省略させていただきます。

359ページをお願いいたします。

令和8年度分の予定貸借対照表でございます。税抜きでございます。

資産の部につきましては、1の固定資産合計と2の流動資産合計合わせ、右の一番下の額3億5,344万8,000円となる予定でございます。

次のページをお願いいたします。

負債の部では、3の固定負債合計から5の繰延収益合計までの負債合計で、右側の中段1億6,504万5,000円を予定してございます。

次に、資本の部につきましては、6の資本金、7の剰余金合計を合わせた資本合計が、右側下から2段目の額1億8,840万3,000円で、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は3億5,344万8,000円となり、359ページの資産合計と同額となるものでございます。

361ページをお願いいたします。

令和8年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1業務活動によるキャッシュ・フローから3の財務活動によるキャッシュ・フローを合わせました4資金増加額は22万8,000円で、6資金期末残高は178万6,000円の予定となっております。

362ページ及び363ページは、令和8年度の注記表でございます。説明は省略させていただきます。

364ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料、節1下水道使用料は、家事用56戸、

業務用7戸の年間使用料を予定してございます。

次に、下段の項2 営業外収益につきましては、目1の分担金から目4 雑収益まで、計4,666万3,000円を予定してございます。前年度と比較して870万5,000円の減でございます。主な要因は、長期前受金戻入と資本費繰入収益の減少によるものでございます。

365ページをお願いいたします。

支出でございます。

款1 下水道事業費用、項1 営業費用、目1 管渠費、節1 修繕費の主な支出は、マンホールかさ上げ修繕工事2か所分となっております。

目2 処理場費、前年度と比較して169万5,000円の増につきましては、委託料及び修繕費の増によるものでございます。主な支出としまして、節5 委託料は説明欄記載の点検並びに業務委託計7件分の費用でございます。節6 修繕費、説明欄記載、施設修理費につきましては、浄化センター汚泥濃縮槽の汚泥かき寄せ装置分解整備及び濃縮槽内防食塗装、そしてほか施設・設備の小規模な修繕に係る費用をお願いするものでございます。

続きまして、下段の目3 総係費の主な支出につきましては、節1 給料から節5 法定福利費引当金繰入額まで職員1名分の人件費と業務に係る委託料となっております。

366ページをお願いいたします。

目4 減価償却費、前年度比較475万4,000円の減は、説明欄3行目、機械及び装置の減少が主な要因となっております。

367ページをお願いいたします。

営業外費用、前年度と比較して30万1,000円の減につきましては、企業債償還金の減少に伴う利息の減少によるものでございます。

368ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入につきましては、冒頭説明のとおりございません。

次に、支出でございます。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 処理場整備費に関しましては、令和8年度において施設及び設備等の修繕や取替えを行う予定はございませんので、前年度に比べ皆減となっております。

続きまして、項2 令和8年度企業債償還金の内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 下水の職員さん1人配置していると思うんですけども、総務のほうでも那智の郷のほうもやっていると思うんですが、そちらのほうで手伝ったりすることとかはないんですか。

○議長（加藤康高君） 水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 議員おっしゃいますとおり、下水道事業には職員1名専属で張りついておりますが、その職員に関しましても、ほかの上水業務でありますとか公務関係のを手伝ってはおります。

そして、ほかの職員についても同様に下水の事業に携わっている者もおりまして、同様に汚水に関しましても下水道の職員が時折業務に当たっております。ほかの職員も同じく、汚水についても公務関係では業務に携わっております。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） そうですね。何か手伝っていることはすごいと思うんですけども、下水、汚水を別々にやる理由があまり分かんないんですけど、共同ですとかといった考えとかというお話しとか、こういうサービスを統一するとかという考えはないのでしょうか。

○議長（加藤康高君） 水道課長楠本さん。

○水道課長（楠本 定君） 那智山については公共下水道事業でございまして、那智の郷については大型合併処理浄化槽でございまして、それらを統一できるというのは物理的に難しい面がございまして、ただ、料金体系については統一されてはおります。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第14号 令和8年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算

○議長（加藤康高君） 日程第10、議案第14号令和8年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議案第14号について御説明申し上げます。

369ページをお願いします。

議案第14号令和8年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算。

第1条、令和8年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

病床数は120床で、内訳は一般病棟90床、障害者病棟30床となっています。年間患者数は8万1,680人で、うち入院が4万880人、外来が4万800人。1日平均患者数は282人、うち入院112人、外来170人を予定しています。また、主な建設改良事業の概要として、医療機器等整備5,268万4,000円を予定しています。後ほど説明いたします透析用水作製装置等医療機器の更新が主なものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとする。

収入です。

第1款病院事業収益27億2,028万4,000円で、その内訳は、第1項医業収益22億305万5,000円、第2項医業外収益5億1,713万2,000円、第3項特別利益9万7,000円を予定しています。

370ページをお願いします。

支出です。

第1款病院事業費用28億223万円で、その内訳は、第1項医業費用27億1,596万8,000円、第2項医業外費用7,776万2,000円、第3項特別損失850万円を予定しています。

次に、第4条でございますが、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

収入です。

第1款資本的収入8,659万4,000円で、その内訳は、第1項企業債5,200万円、第2項負担金3,459万4,000円。

支出でございますが、第1款資本的支出2億4,234万2,000円で、その内訳は、第1項建設改良費5,268万4,000円、第2項企業債償還金1億8,365万8,000円、第3項看護師等貸付金600万円を計上しております。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億5,574万8,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億5,569万6,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額5万2,000円で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額等を定めるものです。

第6条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものです。

371ページをお願いします。

第7条は経費の流用範囲について、第8条は経費の流用禁止事項、また第9条は他会計からの補助金の総額をそれぞれ記載しております。

第10条は、たな卸資産の購入限度額を定めるもので、薬品の購入に係る金額となっています。

第11条は、重要な資産の取得に関する事項で、透析用水作製装置及び手術用ナビゲーションシステムを取得するものとしております。

372ページをお願いします。

予算に関する説明書、実施計画です。後ほど実施計画明細書で詳しく御説明いたしますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

376ページをお願いします。

このページから384ページまでは給与費明細書です。

376ページには総括として職員の給与費明細を、また総括の内訳として377ページに会計年度任用職員以外の職員、378ページには会計年度任用職員に関する明細をそれぞれ記載しております。職員数としましては、特別職1人、一般職142名、会計年度任用職員78名を予定しております。以下、それぞれ記載のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

385ページをお願いします。

令和7年度予定損益計算書です。令和7年度決算見込みとなります。

386ページの下から3行目のとおり、令和7年度の純損失を2億4,567万円と見込んでおり、前年度繰越欠損金に当年度純損失を加えました令和7年度未処理欠損金を9億6,860万円と見込むものでございます。

387ページをお願いします。

387ページから389ページまでは、令和7年度末の予定貸借対照表で、税抜きで記載しています。

まず、資産の部ですが、資産合計は388ページ上段、43億377万4,000円となる予定でございます。このうち、2流動資産、(1)現金預金は1億9,669万9,000円、(2)未収金は2億7,119万4,000円をそれぞれ見込んでおります。

続いて、負債の部ですが、44億8,487万8,000円を見込んでおり、このうち、企業債は固定負債、流動負債合わせて20億6,256万円を計上しております。

負債の部と次のページの資本の部を合わせた負債資本合計は43億377万4,000円で、資産合計と合致するものでございます。

390ページをお願いします。

390、391ページは、令和7年度の注記表となっております。有形固定資産の減価償却の方法や引当金の計上方法等を記載しております。

392ページをお願いします。

392ページから394ページまでは、令和8年度の予定貸借対照表で、年度末となる令和9年3月31日の見込みを記載しております。このうち、393ページの2流動資産、(1)現金預金が4,779万円、(2)未収金が3億331万2,000円、また3固定負債及び4流動負債の企業債の合計は19億3,090万2,000円を見込んでおります。

395ページをお願いします。

令和8年度の事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

右下の6資金期末残高4,779万円は先ほどの予定貸借対照表、現金預金と一致するもので、前年度末と比べ1億4,890万9,000円、資金が減少する見込みとなっております。

396、397ページは、令和8年度の注記表となっております。記載のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

398ページをお願いします。

実施計画明細書です。

収益的収入及び支出、収入です。

款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は15億7,428万2,000円で、前年度と比べ1億9,297万6,000円、14%の増、目2外来収益は5億6,304万円で、前年度と比べ7,298万9,000円、14.9%の増、それぞれ説明欄記載の患者数平均単価を見込んでおります。

目3その他医業収益は6,573万3,000円で、前年度と比べ345万3,000円、5.0%の減を見込んでおります。

399ページをお願いします。

項2医業外収益、目2他会計補助金、目4負担金及び交付金、目6資本費繰入収益は、一般会計からの繰入金です。合計3億4,322万4,000円、4,230万5,000円の増となります。

目2他会計補助金は、人件費増に伴う基礎年金拠出金公的負担に要する経費、児童手当に要する経費の増加に伴うもの、目4負担金及び交付金は、高度医療機器の維持費の増加によるもの、また目6資本費繰入収益は、医療機器等の起債償還分の増加が主な要因となっております。

目7訪問看護収益1,121万7,000円は、訪問看護ステーションに係る収益で、医療サービス分で年間利用者数が延べ51人、1人当たり利用料が7万8,556円、介護サービス分で年間利用者数延べ215人、1人当たり利用料3万3,201円をそれぞれ見込んでおります。

目9その他医業外収益は681万7,000円で、前年度と比べ731万円の減を見込んでおります。職員駐車場使用料の減が主な要因でございます。

続いて、項3特別利益9万7,000円につきましては、令和7年度決算見込みにより計上しております。

400ページをお願いします。

支出の部です。

款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費は16億1,523万2,000円、前年度と比べ2億1,640万6,000円、15.5%の増、正規職員140名、会計年度任用職員74名及び顧問1名に対する人件費を計上しています。職員数の増減につきましては、前年度予算と比べ医師が1名増、看護師が2名増、准看護師が1名減、医療技術員が6名増、会計年度任用職員が9名増で計上しております。

給与費の内訳であります。まず節1報酬は、前年度と比べ3,550万6,000円の増、説明欄記載の会計年度任用職員74名及び顧問1名に対するもので、会計年度任用職員数の増及び基本賃金のベースアップが増加の主な要因です。

続いて、節2医師給から節6事務員給は、それぞれ説明欄記載の職員に支給する本俸となります。節7医師手当から節11事務員手当までは、各職種に支給する職員手当で、内訳は説明欄記載のとおりです。これらの手当に、節13賞与引当金繰入額、節16退職給付引当金繰入額を加

えた職員手当の合計は5億264万3,000円で、前年度と比べ7,918万9,000円の増額となっております。節12会計年度任用職員手当につきましては、期末勤勉手当で前年度より985万9,000円の増額で計上しております。

節13賞与引当金繰入額、節15法定福利費引当金繰入額ですが、令和9年6月に支給する期末勤勉手当のうち、本年度の負担に属する支給対象期間相当分を引当金として計上しております。節16退職給付引当金繰入額につきましては、将来的な退職金の支払いに備え、年度末で負債額を計上するもので、634万9,000円を計上しております。

続いて、目2の経費ですが、5億282万7,000円、前年度と比べ2,761万9,000円、5.8%の増を見込んでおります。このうち、節2報償費は応援医師に対する謝金で、前年度と比べ660万円の増となっております。節7光熱水費は、前年度と比べ357万1,000円の増で計上しております。電気料金が348万円の増を見込んでおります。

403ページをお願いします。

節15委託料2億9,620万5,000円につきましては、前年度と比べ1,233万9,000円の増となっております。賃金の上昇により人的委託に係るものについては、それぞれ増額となっております。医療機器の保守委託は、一昨年度購入分につきましては保証期間終了のため増額となっております。

また、下から2行目の特定技能人材支援132万円につきましては、今年採用しましたフィリピンからのナースエイド4名の活動をサポートする登録支援機関への委託料となります。委託内容としましては、3か月に1回の定期的な面談、相談・苦情対応、日本語学習機会の提供などがあります。

404ページをお願いします。

目3研究研修費は、学会等への参加のための旅費や参加費、研究・研修のための図書の購入費等を計上しております。前年度と比べ38万円の増となります。現地での研修の増加に伴う研修旅費の増額が主な要因でございます。

目4材料費は3億5,375万4,000円で、前年度と比べ1,551万4,000円、4.6%の増でございます。節1薬品費は処方料の増、節2診療材料費は手術材料、検査試薬等の増が主な要因でございます。また、節3給食材料費も含め、物価高騰や患者数の増により、それぞれ前年度より増額を見込んでおります。

目5減価償却費は、前年度と比べ815万5,000円、3.4%の減となっております。節3の器械備品の償却期間の終了に伴う減価償却費の減が主な要因でございます。

405ページをお願いします。

目6資産減耗費は、前年度と比べ1,450万円の減となっております。昨年度は、電子カルテ等医療情報システムの廃棄に係る費用を計上しておりましたが、今年度は例年並みで計上させていただいております。

次の項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費1,821万7,000円は、節1の企業債利息が主なものとなっております。

目3 訪問看護費3,374万5,000円は、訪問看護ステーションに係る運営経費で看護師6名分の人件費が主なものでございます。

406ページをお願いします。

目4 研究助成費2,000万円につきましては、医師確保のための経費でございます。医師2名派遣をいただくための負担金でございます。

407ページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

収入の部、項1 企業債、目1 企業債は5,200万円を計上しています。建設改良費の財源とするもので、説明欄記載の病院事業債、過疎対策事業債の借入れを予定しております。詳細につきましては支出の部で御説明いたします。

項2 負担金は、企業債償還等に係る一般会計からの繰入金で、前年度と比べ43万5,000円の増となっております。

408ページをお願いします。

支出の部です。

項1 建設改良費、目1 建設改良費は5,268万4,000円で、前年度と比べ6,595万6,000円の減となっております。節1 備品費として、説明欄記載の透析用水作製装置更新等9件の医療機器購入を予定しております。新病院建設から8年が経過し、多くの医療機器の経年劣化が進んでおり、また今後数年の間でMR I等の大型医療機器の更新が控えています。収益確保のための投資として必要な出費ではありますが、中・長期的な医療需要を見極めた上で、適正規模の更新に努めてまいります。

続いて、項2 企業債償還金1億8,365万8,000円は、前年度と比べ2,590万1,000円の増となっております。令和7年度に購入しましたエックス線テレビシステム等医療機器に係る償還金の増が主な要因です。

項3 看護師等貸付金600万円につきましては、看護師、療法士を目指す学生を対象とした奨学金でございます。月額5万円と10万円の2種類の貸与額の選択制とし、5万円の場合は貸与期間と同等以上、10万円の場合は貸与期間の2倍以上の勤務で免除する制度としております。この奨学金制度を活用していきながら、職員確保に努めていきたいと考えております。

病院事業会計の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 質疑を行います。

9番松本議員。

○9番（松本和彦君） すみません。388ページの令和7年度の予定貸借対照表のうち、現預金がこのときで1億9,669万9,000円で、未収金が2億7,119万4,000円となっていて、翌年の、来年の3月31日の予定だと思んですが、現金預金が4,779万円で、未収金が3億331万2,000円となっていて、どちらにしましても資産になるところが思い切り減ってるんですけども、これ、運営上、途中で資金繰りが苦しくなったら年度内、一借、一時借入金でしのいでいくのか、もしくはまた補正を打って一般会計から繰り入れるというふうなことで病院を運営してい

くのかというのを、今、お考えがあるんやったら教えていただきたいなというところです。

病院規模として、年度末の現金あり高があつた建物でこんだけしかないというのは、普通なんですか、異常なんですかということも、定性的でいいので、お願いします。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えいたします。

まず、現金及び未収金について、来年度、かなり減る予算となっております。これにつきましては、現在の経営状況、非常に厳しい状況が続いております。来年度、今年6月には診療報酬の改定が予定されております。そこでは、ある程度の増額は見込めるかと思いますが、まだ現在、詳細な計算までは至っておりません。その辺を含めて、取りこぼしのないように今後努めていくところでございます。

来年度、病院を運営していく中で、現金が果たしてもつのかどうかというようなところもあろうかと思つています。もし運営上かなり苦しくなつてきた場合につきましては、また財政当局とも相談しながら、補正予算での繰入金、あるいは一借等も検討しながら運営を進めていきたいというふうに考えてございます。

また、年度末の現金残高、来年度は5,000万円弱ということを目算しております。これがほかの病院と比べてどうかということですが、まず病院を運営していく上で、当院の場合、1か月の支払いが大体1億5,000万円程度となっております。それで現金がそれを割つてしまつているということで、非常に厳しい状況ではございます。本当に収益をどうにかして増やしたいという思いで、少しでも現金預金を増やせるよう努力を続けていきたいと思つています。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） ありがとうございます。

そういったことを踏まえて、財政支援のほうは町のほうでしっかり病院のためにということでも柔軟な対応をお願いしたいんですけど、その辺のお考えはしっかり持つてられるのかを教えてください。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） お答えいたします。

病院事業会計につきましては、近年の物価高騰や人件費の高騰に伴いまして経営状況が厳しいということは、財政当局のほうもそれは把握しております。

その中で、基準外の繰入れということになつてこようかと思つたんですけども、基本的に基準外の繰入れというものは、経営補填というもので、単なる経営補填であつてはならないという考えでございます。

基本的には、企業の経営改善化に向けた、そういった計画の見直しであつたり、そしてやるべきことをやつて、さらなる経営の健全化・効率化をまずは進めていただく必要があろうかと考えております。その上で、例えば将来の収益の増に結びつくような、そういった繰入れというものであるならば、これは検討の余地はあろうかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 9番松本議員。

○9番（松本和彦君） 御答弁ありがとうございました。

名前が町立温泉病院なんで、企業会計といえども町としてしっかり一丸となって考えていただいて、企業会計のほうで経営改善とか、そういうことにいくじゃなくて、運営しているのは町なんで、しっかりと知恵絞ってやってもらわんと、最終的に住民のサービスの低下にもつながってくると思うんですけども、その辺のお考え、お聞かせください。

○議長（加藤康高君） 総務課長田中さん。

○総務課長（田中逸雄君） 単なる経営補填ということでの基準外繰入れということが続けた場合には、必要となる財源が不足して住民のサービス低下につながるおそれはあろうかと考えております。そういったことにならないように、まずは病院の経営改善の取組が必要だと考えております。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑は。

3番城本議員。

○3番（城本和男君） 病院の企業会計なんですけども、委員会のほうでも経営状況が厳しいということはずっと説明をされてきております。

今回の予算がちょうどターニングポイントになるんじゃないかと思うんですけども、私、これ、予算を見せていただきまして、医業費用がかなり、2億円とか2億5,000万円とかと上がってるんですね。その中で人件費も上がってるんですけども、医師確保もあって仕方がない、働き方改革もあって仕方がないのかなと思うんですが。

これ、収益のほうを今までは実績に合わせてつくってたのが、予算上つじつま合わせをするために収益を、申し訳ないんですが、単価と人数を上げてるんですよ。ですから、かなり厳しい状態じゃないかなと思うんですが。

私、心配してたのは一借だったんですけども、一借はもうしなければならぬような状況にあると。ちょっと2億円で大丈夫なのかなというのも、これは以前の基準であったんで、それをちょっと確認したいんですけども。先ほど1億5,000万円あれば支払いのためにできるということだったんですけど、一借の限度額を決めておりましたが、2億円で大丈夫なのかというのと、それと、経営改善の計画、以前にはつくられてたと思うんですが、今どうなっているのか、前は、以前には経営改善計画というのをずっと委員会のほうでも報告されてたと思うんですが、今どうなってるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） お答えいたします。

まず、借入れの限度額です。2億円で足りるかどうかというところでございますが、今回の予算では一応現金残るといふような予算を組まさせていただいております。診療報酬の改定で平均的には3%強の増加ということになっておりますが、入院単価等につきましても上昇される予定とはなっております。その辺を精査いたしまして、この金額ぐらいを見込んでい

ろであります、少しでも近づけるように努力をしていきたいと思ひます。

限度額が2億円、もしそれでもどうしてもということでございましたら、また補正予算のほうで御対応のほうをお願いしたいかと思ひます。

また、経営の改善の計画というところでございます。経営強化プランというのを各病院策定するようになっておひまして、すみません、ちょっと作成年度まで詳しくは覚えてないんですけども、約2年ほど前にプランのほうは策定しておひます。その頃に比べますと、人件費や物価等、かなり現在とその当時は状況が違ひますので、このあたりにつきましても計画を精査しながら、見直すべきところは見直していきたくたいというふうにございます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 3番城本議員。

○3番（城本和男君） 状況はかなり厳しいんじゃないかと思ひますね。以前には経営の改善計画をこしらえてたと思ひますけども、そこから病院のほうも好調な運営をされておひまして、地方病院で黒字になるところなんて珍しいんじゃないかというぐらいまでの状況だったんですけども、ここに来てもうかなり資金的にも厳しくなつてきておひます。

早急に改善計画、再建計画を、以前につくられておひますと思ひますけども、やはり一般会計からの繰り出しというのでも考えられるんですけど、まずは企業会計ですから病院内での努力が必要になるとおひますので、早急に計画を策定されて、また報告をしていただきたいと思ひます。よろしくおひます。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議員おっしゃいますように、計画のほうを、ちょっと策定のほうを急いでいきたくたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませつか。

2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） すみません、大きい話の後、すごい細かい話で大変申し訳ないんですけども、日頃から皆さん、人員確保が難しい中、努めていただいて、今年度、医療技術員の方が大量に入つてくれることと聞いておひます。新人の方なので、担当者だけではなく、全体的なケアが必要だと思ひますけども、そういった準備のほうはどのようにお考えですか。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） この4月の採用で、医療技術員6名の採用を予定しておひます。いずれもリハビリテーション科の療法士でありまして、理学療法士が2名、作業療法士を4名、採用する予定となっております。人数、一番確保したいところでございますので、今回採用できることは大変うれしくおひます。

人材育成というのが本当に必要なところでございます。リハビリにつきましても、当然、担当部署での教育というのでもございます、当院の強みでもありおひます、和歌山県立医科大学をはじめ、他の病院との交流も深めながら、人材育成に努めてまいりたいというふうにございます。

ます。

また、ほかの医療職につきましても、やはり働きやすい職場にすることによって、人材の確保、また退職・離職の防止にもつながるかと思いますので、その辺には引き続き注意してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（加藤康高君） 2番吾妻議員。

○2番（吾妻正崇君） 病院事務長をはじめ、細かなお声がけをどうぞよろしく願いいたします。

○議長（加藤康高君） 病院事務長寺本さん。

○病院事務長（寺本齊弘君） 議員おっしゃいますように、細かな対応、努めてまいりたいと思います。

○議長（加藤康高君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤康高君） 異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時18分 散会